

FAQ よくある質問と回答（事業主用）

傷病手当金に支給に関しまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

事業主の皆様からいただく質問と回答をまとめました。申請書の作成中に疑問がありましたら、以下をご確認ください。

質問1 被保険者記入用の事業主記入欄の証明

病院を受診した場合でも被保険者記入用の事業主記入欄の証明は必要か？

<回答>

被保険者記入用は病院の受診の有無にかかわらず、症状の記入と事業主記入欄の証明が必要となります。被保険者記入用の内容に間違いがないか、症状の記載がされているかご確認のうえ、事業主記入欄の証明を記入してください。

質問2 訂正方法

書き間違えたらどのように訂正すればよいか？ 修正液を使用してもよいか？

<回答>

訂正箇所に二重線を引き、そばに正しい文字を書いてください。二重線に印を押してください。修正液は、どなたが直したかわからなくなるため、使用しないでください。

<訂正例> 7日を8日に訂正する場合

左記の事由による無給 休暇の日数


質問3 支給した賃金

交通費は、賃金に含めるのか？

<回答>

含めないでください。ただし、源泉徴収税額を計算する場合に、賃金を含めている場合は、表記してください。

質問4 半日や時間単位の休暇

「②新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）により、労務に服することができなかった期間の属する月を含む3か月の勤務状況」欄で、半日の休暇を取った場合は、どのように書くか？

<回答>

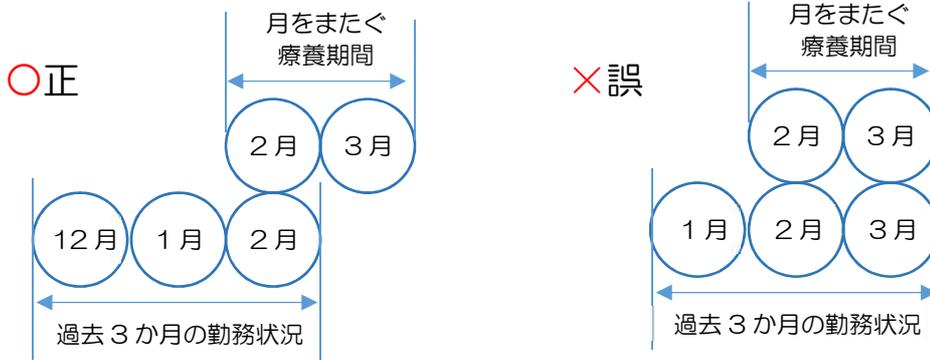
1日の中で、半日や時間単位で休暇を取った場合は、「△」を記載してください。なお、1日勤務した場合は「○」となります。

質問5 直近3か月の勤務状況

療養期間が月をまたいだ時（例：2月、3月）、直近3か月の勤務状況というのは1月、2月、3月ではないか？

<回答>

療養期間の初月から、過去3か月の勤務状況が必要です。12月、1月、2月となります。ご協力、よろしくお願いいたします。



質問6 賃金計算の期間

賃金の計算は1日からでないといけないか？

<回答>

1日から月末までを1か月として、賃金計算の期間をお願いしています。この表記が困難な場合は、直近3か月の勤務状況の欄も、貴社の賃金計算の初日と末日がわかるよう記載をお願いします。

なお、賃金の計算が1日から月末ではない期間で計算されている場合は、確認のお電話を差し上げる場合がございます。

<例>

15日から翌月14日の賃金計算方法である時は、直近3か月の勤務状況も15日を初日として、3か月の勤務状況を記載する。

質問7 待機期間における有給休暇の取り扱い

待機期間の3日間を有給休暇で処理した場合、どのように表記するか？

<回答>

休んだ期間を①では「×」で表記してください。②では「○」で表記してください。また、枠外に最初の3日間が有給休暇であることを記載してください。

(担当) 練馬区国保年金課こくほ給付係
03-5984-4553 (直通)